第８　屋外タンク貯蔵所

１ タンクの容積の算定

⑴　楕円形又は円筒型のタンクについては、危規則第 2 条によるほか実計算によること。

⑵　中仕切りタンクにあっては、空間容積は間仕切りにより仕切られた室ごとに算定をすること。

⑶　縦置円筒型のタンクのうち、機能上屋根を放爆構造にできない圧力タンクにあっては、屋根の部分も内容積に含めるものであること。

２ 保安距離

⑴　危政令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「保安距離」は、製造所の例によること。

⑵　保安距離の起算点は、次によること。

ア　屋外貯蔵タンクの側板とすること。

イ　危政令第 11 条第 1 項第 16 号に規定する「被覆設備」を設けた場合は、当該被覆設備の先端からとすること。

ウ　側板の周囲に保温材を使用する場合は、当該保温材とすること。

３ 敷地内距離（昭和 51 年 7 月 8 日消防危第 22 号通知）

危政令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する「敷地内距離」は、次によること。

⑴　敷地境界線と屋外タンク貯蔵所の間に製造所等が存していても、敷地境界線と屋外貯蔵タンクの側板までの距離として差し支えないこと。

⑵　危規則第 19 条の 2 第 2 号に規定する「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」場合及び同条第 4 号に規定する「敷地境界線の外縁に、告示で定める施設が存在する」場合には、何らの措置を講じなくても、市町村長が定めた距離とすることができること。ただし、「敷地境界線の外縁に、危告示で定める施設」として危告示第 68 条の 2 第 3 号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しないものとして運用すること。

この場合において「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」ものとしては、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかのものが存在する場合等であること。なお、これらのものが二以上連続して存する場合も同様であること。

ア　海、湖沼、河川又は水路

イ　工業専用地域内の原野と無指定地域内の農地及び原野

ウ　工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地

⑶　⑵に掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効な塀及び水幕設備等の設置が必要であること。なお、緑地（都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号のものをいう。）、公園、道路（危告示第 68 条の 2 第 3 号に規定する道路以外のものをいう。）等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ当該距離を減少することができないものであること。

なお、防火上有効な塀及び防火上有効な水幕設備の設置については、「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい又は水幕設備の設置について」（昭和 52 年 4 月 28 日

消防危第 75 号通知)別紙「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」によること。

(4)　タンクの高さとは、特段の規定がない限りいずれの型のタンクも防油堤内の地盤面からタンク頂部（縦置円筒型のタンクにあっては胴の頂部）までの高さとすること。

4 保有空地

(1)　危政令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「保有空地」は、製造所の例によること。

(2)　保有空地の起算点は、次によること。

ア　屋外貯蔵タンクの側板とすること。

イ　危政令第 11 条第 1 項第 16 号に規定する「被覆設備」を設けた場合は、当該被覆設備の先端からとすること。

ウ　側板の周囲に保温材を使用する場合は、当該保温材とすること。

5 標識及び掲示板

危政令第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によるほか、次によること。

(1)　タンク側板に直接表示することは認められないこと。

(2)　タンク群（一の防油堤内に複数のタンクを設ける場合に限る。)にあっては、次によること。

ア　標識は、タンク群ごとに 1 枚でよいこと。

イ　タンク群における標識及び掲示板は、見やすい箇所に一括して設けることができるものであること。ただし、この場合、掲示板と各タンクが対応できるような措置を講じておくこと。

6 タンクの構造

(1)　危政令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する「3.2 ミリメートル以上の鋼板」には、危規則第 20 条の 5 第 1 号に規定する鋼板及びこれと同等以上の機械的性質を有する鋼板も含まれるものであること。

ア　危政令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する「圧力タンク」は、次によること。

最大常用圧力が正圧又は負圧で５キロパスカルを超えるものとすること。

イ　負圧タンクの水圧試験は、当該負圧の数値の絶対値に相当する圧力の 1.5 倍の水圧をタンクに加えて行うことができること。(平成 9 年 10 月 22 日消防危第 104 号質疑)

(2)　電気式加熱保温設備

ア　屋外貯蔵タンクの加熱装置として、ニクロム線を絶縁パイプで包んだ電熱器（温度調節装置等を備えたものに限る。）を使用して差し支えないこと。(昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑)

イ　ＭＩケーブルを使用して加熱保温する場合、次によるときは認めて差し支えないこと。(昭和 55 年 10 月 15 日消防危第 126 号質疑)

(ｱ) タンク本体の加熱保温

あ　タンク側板にＭＩケーブル固定金具を点溶接し、それにＭＩケーブルを敷設する。

い　タンク外部の保温は保温材（ロックウール、けい酸カルシウム、グラスウール等）で覆い、防水材を巻きつけ外装をカラー鉄板で覆う。

う　温度はタンク壁に防爆型白金測温抵抗体を温度コントロール用及び警報用として取り付け遠隔指示される。

(ｲ) 配管の加熱保温

あ　配管にはＭＩケーブルを亜鉛引鉄線でトレースし、下巻材（亜鉛引鉄板）で覆い、更に保温材（けい酸カルシウム）を取り付け、防水材を巻き、外装をカラー鉄板で覆う。

い　配管内の温度は防爆型白金測温抵抗体を取り付け、遠隔指示される。

(ｳ) 保安装置

あ　監視室に保安装置を設置し、常に使用状態を監視する。

い　故障時（漏電事故、過電流事故、異常過熱事故等）には、警報表示ランプの点灯及び警報を発するとともに自動的に電源を遮断する。

ウ　屋外貯蔵タンク及び配管に電気式加熱保温設備（自己制御型ヒーター、オート・トレース）の設置は認めて差し支えないこと。（昭和 58 年 12 月 1 日消防危第 127 号質疑）

(3)　タンクの保温材

タンク側板に保温材を設ける場合は、材質は不燃性又は難燃性のものとし、次によること。

ア　保温材の外装材等から雨水が浸入するのを防止するための有効な措置を講ずること。

イ　側板下端の溶接部等を点検するために必要な範囲は、施工を行わないこと。

ウ　保温材を施工する部分のタンク外面には、有効なさびどめ塗装を行うこと。

エ　保温材としてウレタンフォームを使用する場合は、当該ウレタンフォームの外部を鉄板等で被覆すること。（昭和 43 年 4 月 23 日消防予第 127 号質疑）

(4)　濃硝酸を貯蔵する屋外貯蔵タンクの材質は、アルミニウムとすることができること。（昭和 40 年 4 月 8 日自消丙予発第 66 号質疑）

7　耐震、耐風圧構造

(1)　500 キロリットル未満の屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算式

ア タンクの構造

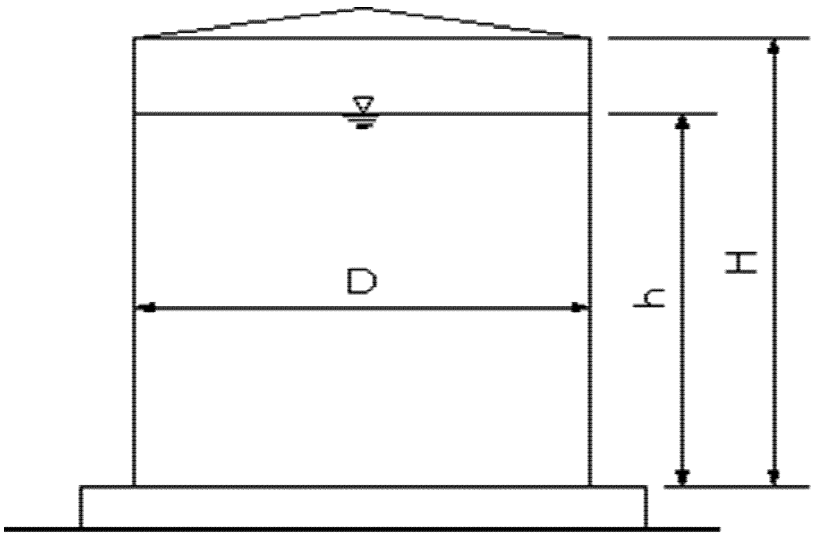

D：タンクの内径
H：タンクの高さ
h：液面の高さ

イ 計算条件

タンクの自重　：W_T　　貯蔵危険物の重量：W_L

設計水平震度　：Kh（0.48）　設計鉛直震度　：Kv（0.24）

ウ 転倒の検討

(ｱ) 満液時における転倒モーメント及び抵抗モーメント（地震時）

転倒モーメント＝$(W_T \times Kh \times H/2)+(W_L \times Kh \times h/2)$（単位 ton・m）

抵抗モーメント＝$(W_T+W_L) \times (1-Kv) \times D/2$（単位 ton・m）

抵抗モーメント＞転倒モーメントとなれば転倒しないものと考えられる。

(ｲ) 空液時における転倒モーメント及び抵抗モーメント（風圧時）

風圧力を P_w とする。

P_w＝（風荷重）×（タンクの垂直断面積）

風荷重：危険物告示第 4 条の 19 第 1 項により算出したもの

転倒モーメント＝$P_w \times H/2$（単位 ton・m）

抵抗モーメント＝$W_T \times D/2$（単位 ton・m）

抵抗モーメント＞転倒モーメントとなれば転倒しないものと考えられる。

エ 滑動の検討

タンク底板と基礎上面との間の摩擦係数を μ（0.5）とする。

(ｱ) 地震時

$\mu(1-Kv)>Kh$ となれば、空液時及び満液時ともに滑動しないものと考えられる。

(ｲ) 風圧時

滑動力＝風圧力（P_W）＞抵抗力＝$W_T \times \mu$となると強風時にはタンクの滑動が予想される。したがって、タンクの滑動を防止するために必要な貯蔵危険物の液面の高さh'は、次のようになる。

$$h' = \frac{(\text{滑動力}) - (\text{抵抗力})}{(\text{タンクの底面積}) \times (\text{貯蔵危険物の比重}) \times \mu}$$

危規則第21条第1項の「堅固な地盤又は基礎の上に固定したもの」の「固定」とは、支柱が直接タンクにつかず、タンクに巻いたアングル等についているか又は底板の縁が基礎ボルト等で固定されていることをいうものであること。（昭和35年7月6日自消乙予発第2号質疑）

(2) 危政令第11条第1項第5号に規定する「支柱」とは、屋外貯蔵タンクの下方に設けられる柱をいい、当該支柱の構造は、危政令で例示するもののほか、次の構造のものがあること。（昭和40年10月26日自消乙予発第20号通知）

ア 鉄骨を、塗厚さ4センチメートル（軽量骨材を用いたものについては3センチメートル）以上の鉄網モルタルで覆ったもの

イ 鉄骨を、厚さ5センチメートル（軽量骨材を用いたものについては4センチメートル）以上のコンクリートブロックで覆ったもの

ウ 鉄骨を、厚さ5センチメートル以上のれんが又は石で覆ったもの

エ 鉄骨を厚さが3センチメートル以上の吹付石綿（かさ比重が0.3以上のものに限る。）で覆ったもの

オ 石綿けい酸カルシウム成型板で60分耐火としたもの

8 異常内圧放出構造

危政令第11条第1項第6号に規定する「内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造」は、次によること。

(1) 縦置型タンク

ア 屋根板を側板より薄くし、補強材等を接合していないもの

イ 屋根板と側板の接合を側板相互又は側板と底部との接合より弱く（片面溶接等）したもの

(2) 横置型タンク

異常上昇内圧を放出するため、十分な放出面積を有する局部的な弱い接合部分を設けたもの

9 タンク底板以外のさびどめ塗装

危政令第11条第1項第7号に規定する「さびどめのための塗装」は、ステンレス鋼板等腐食しがたい材料で造られているタンクについては、適用しないことができる。

10 タンク底板の防食措置

(1) 危政令第11条第1項第7号の2に規定する「底板の外面の腐食を防止するための措置」を講ずる場合において、防食材料としてオイルサンドの使用は認められないこと。

(2) アスファルトサンドの施工方法

ア　タンク敷設基礎地盤面は、アスファルトサンド敷設前に十分整地され、堅固な基礎に仕上げられていること。

イ　施工範囲は、タンク側板から 60 センチメートル程度までとすること。

ウ　施工厚さは、5 センチメートル以上とし、硬化前に転圧し仕上げること。

エ　底板の外周部は、コンクリートモルタル、アスファルト等により防水の処置を行い、底板外面に水分が浸入しない構造とすること。

オ　表面の仕上げの精度は、危告示第 4 条の 10 第 6 号の規定に準じること。

⑶　タンク底部の雨水浸入防止措置

タンク底部のアニュラ板等外側張出し部近傍からタンク底部の下へ雨水が浸入するのを防止するための措置は、次による方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により行うこと。

ア　犬走り部の被覆は、次によること。

(ｱ)　被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅とすること。

(ｲ)　被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。

イ　被覆材料は、防水性を有するとともに、適切な耐候性、防食性、接着性及び可とう性を有するものであること。

ウ　被覆は、次の方法により行うこと。

(ｱ)　被覆材とアニュラ板上面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう必要な措置を講じること。

(ｲ)　屋外貯蔵タンクの沈下等によりアニュラ板と被覆材との接着部分にすき間を生じるおそれのある場合は、被覆材のはく離を防止するための措置を講じること。

(ｳ)　被覆厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、はく離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。

(ｴ)　被覆表面は、適当な傾斜をつけるとともに、平滑に仕上げること。

(ｵ)　アニュラ板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。

１１　自動表示装置

危政令第 11 条第 1 項第 9 号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次のものがあること。

⑴　気密とし、又は蒸気が容易に発散しない構造とした浮子（金属製に限る。）式計量装置

⑵　電気方式、圧力作動式又はラジオアイソトープ利用方式による自動計量装置

⑶マグネット等を用いた間接方式とし、ガラスゲージは使用しないこと。ただし、引火点が 40 度以上の危険物を貯蔵するタンクに限りガラスゲージを設けることができ、その構造は、金属管で保護した硬質ガラス等で造られ、かつ、当該ガラスゲージが破損した際に危険物の流出を自動的に停止でき

る装置（ボール入自動停止弁等）が取り付けられているものに限られるものであること。

１２ 注入口

危政令第 11 条第 1 項第 10 号の注入口は、次によること。

(1) 注入口は、タンクとの距離に関係なくタンクの附属設備であること。

(2) 一の注入口で二以上の屋外タンクに貯蔵所に併用するものにあっては、主たる屋外タンク貯蔵所の注入口として許可を受けること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）なお、この場合、当該注入口をいずれのタンクの設備とするかは、次の順位によること。

ア 貯蔵する危険物の引火点が低いタンク

イ 容量が大きいタンク

ウ 注入口との距離が近いタンク

(3) 注入口の直下部周囲には、漏れた危険物が飛散等しないよう、必要に応じてためます等を設けること。

(4) 注入口は、蒸気の滞留するおそれがある階段、ドライエリア等を避けた位置とすること。

(5) 注入口付近に設ける静電気を有効に除去するための接地電極は、次によること。

ア 屋外タンク貯蔵所の避雷設備の接地極が注入口付近にある場合には、当該接地電極と避雷設備の接地極と兼用しても差し支えないものであること。（平成元年 7 月 4 日消第 64 号質疑）

イ 「その他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、特殊引火物、第一石油類及び第二石油類が該当すること。

ウ 接地抵抗値がおおむね 100 オーム以下となるように設けること。

エ 接地端子と接地導線の接続は、ハンダ付等により完全に接続すること。

オ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さとすること。

カ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線と有効に接地ができる構造とし、取付箇所は、引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのない場所とすること。

キ 接地端子の材質は、導電性のよい金属（銅、アルミニウム等）を用いること。

ク 接地端子の取付箇所には、赤色の塗料等により「屋外貯蔵タンク接地端子」と表示すること。

(6) 二以上の注入口が 1 箇所に群をなして設置されている場合で、掲示板を設けなければならないときは、当該注入口群に一の掲示板を設けることをもって足りること。また、表示する危険物の品名は、当該注入口群において取り扱われる危険物のうち表示を必要とするもののみでよいこと。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

(7) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口が屋外貯蔵タンクの直近にあり、当該タンクの注入口であることが明ら

かである場合、関係者以外の者が出入りしない場所にある場合等が該当すること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

⑻　注入口付近においてタンクの自動表示装置を視認できないものにあっては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置、危険物の量がタンク容量に達した場合に警報を発する装置、又は連絡装置等を設けるよう指導すること。

⑼　危政令第 27 条第 6 項第 4 号ニの規定により、引火点が 40 度未満の危険物を移動貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクに注入するときは、移動タンク貯蔵所のエンジンを停止して行う必要があるので、当該移動タンク貯蔵所からの落差によって危険物の注入ができない場合は、屋外タンク貯蔵所に注入のためのポンプ設備が必要であること。

１３ ポンプ設備

危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するポンプ設備は、次によること。

⑴　ポンプ設備は、防油堤内に設けないこと。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

⑵　ポンプ設備の保有空地については、次によること。

ア　危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 イに掲げる「防火上有効な隔壁を設ける場合」には、1 棟の工作物のなかでポンプ設備の用途に供する部分と他の用途に供する部分とが耐火構造の隔壁で屋根裏まで完全に仕切られている場合を含むものであること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

イ　危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 イの規定にかかわらず、内部に人が入り点検又は補修等ができるポンプ室に設ける場合にあっては、次によることができるものであること。

⑺　主要構造部を耐火構造とし、開口部に特定防火設備を設置した専用のポンプ室にあっては、保有空地を確保しなくても差し支えないものであること。

⑴　危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ハからチまでに規定する構造とした専用のポンプ室にあっては、保有空地の幅を 1 メートル以上（ポンプを通過する危険物の引火点が 40 度以上の場合にあっては､0.5 メートル以上）とすることができること。

ウ　ポンプ相互間については、保有空地を確保しなくても差し支えないこと。

⑶　一のポンプ設備で二以上のタンクのポンプ設備を兼ねる場合、当該ポンプ設備をいずれのタンクに附属させるかの取扱いについては、１２（２）の注入口の例によること。

⑷　二以上のポンプ設備が 1 箇所に群をなして設置されている場合においては、当該二以上のポンプ設備の群をもって一のポンプ設備とすること。したがって当該ポンプ設備は、その属するすべてのタンクのポンプ設備としての性格を有することとなるのでその属するどのタンクの保有空地内に置くことも可能であるが、どのタンクとの距離もタンクの保有空地の幅の 3 分の 1 以上でなければならないこと。また、取り扱う危険物により掲示板が必要な場合も一の掲示板を設置すれば足りるが、二以上の品名に係る場合は、当該二以上の品名を列記すること。この場合、設置又は

変更の許可等の取扱については、主たるタンクのポンプ設備として取り扱うこと。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

(5) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、１２（７）の注入口の例によること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

(6) ポンプ設備の電動機は、製造所の例によること。

１４ 弁

危政令第 11 条第 1 項第 11 号に規定する弁は、次によること。

(1) 屋外タンク貯蔵所において使用するすべての弁が対象となるものであること。（昭和 56 年 6 月 19 日消防危第 71 号質疑）

(2) 鋳鋼製の弁の代用として、次のものを使用して差し支えないものであること。

ア 工業純チタン又は工業用純ジルコニウム製の弁（昭和 35 年 3 月 31 日国消乙予発第 23 号質疑）

イ 耐酸性を要する弁にあっては、陶磁製品の弁（昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号）

ウ 指定数量の倍数が 10 以下の屋外貯蔵タンクに設ける鋳鉄製の弁（昭和 37 年 11 月 30 日自消丙予発第 125 号質疑）

エ JISG5702「黒心可鍛鋳鉄品第 3 種及び第 4 種」及び JISG5502「球状黒鉛鋳鉄品第 1 種（FCD40）及び第 2 種（FCD45)」に適合する材料で造られた弁（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）

オ JISG5121 ステンレス鋼鋳鋼品（ＳＵＳ・・・)、JISG5502 炭素鋼鍛鋼品（ＳＦ・・・）

１５ 水抜管（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

危政令第 11 条第 1 項第 11 号の 2 ただし書によりタンクの底板に水抜管を設ける場合は、次によること。

(1) 水抜管とタンクとの結合部分及び当該結合部分の直近の水抜管の部分が、地震等の際、タンクの基礎部分に触れないよう、当該水抜管とタンクの基礎との間にその直径以上の間げきを保つこと。

(2) 架台に支えられたタンク等、タンクの底板と地盤面との間に適当な空間を設けられているものの底板に、当該タンクの水抜管とその直下の地盤面との間に間げきが保たれるように水抜管を設けること。

１６ 配管及び可撓管継手

(1) 危政令第 11 条第 1 項第 12 号に規定する「危険物を移送する配管」とは、注入管（タンク上部に接続されているものを除く。）及び取出管をいうものであること。

(2) 危政令第 11 条第 1 項第 12 号の 2 に規定する「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置」の措置として可撓管継手を使用する場合には、次によること。

ア　「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」(昭和 56 年 3 月 9 日消防危第 20 号通知)及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱について」(昭和 57 年 5 月 28 日消防危第 59 号通知）によること。

イ　財団法人日本消防設備安全センターで行った認定試験の合格品については、上記アの運用基準の「可撓管継手に関する技術上の指針」等に適合しているので、設置等に際しては試験合格品を用いるようにすること。

１７ 避雷設備

危政令第 11 条第 1 項第 14 号に規定する「避雷設備」は、「第２０ 避雷設備」によること。

１８ 防油堤

(1)　危政令第 11 条第 1 項第 15 号の規定による防油堤は、危規則第 22 条第 2 項によるほか、「防油堤の構造等に関する運用基準について」(昭和 52 年 11 月 14 日消防危第 162 号通知）によること。

(2)　目地

ア　防油堤に設ける伸縮目地は、防油堤の 1 辺の長さが 20 メートル以上の場合に必要となるものであること。(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑)

イ　目地部に設ける可撓性材については、「防油堤目地部の補強材の性能等について」(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号通知)によること。なお、危険物保安技術協会で防油堤目地部の可撓性材の安全性について試験確認業務を行うので、認定されたものを使用するようにすること。

(3)　危規則第 22 条第 2 項第 6 号の規定は、次により運用すること。

ア　道路は、構内道路に限らず公衆用道路でもよいが、敷地内距離を確保する必要があること。

イ　道路の幅員は、4 メートル以上とすること。

ウ　空地は、防油堤から 4 メートル以上の幅を有し、かつ、幅員 4 メートル以上の道路と接続されていること。

(4)　危規則第 22 条第 2 項第 8 号に規定する屋外貯蔵タンクと防油堤の間に保つ距離は、タンク側板と防油堤の天端の内側までの水平距離とすること。

(5)　危規則第 22 条第 2 項第 16 号に規定する「堤内に出入りするための階段」は、防油堤の周長が 30 メートル未満であっても、一以上設置すること。

(6)　第 4 類の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤内には危規則第 38 条の 4 第 2 号に規定する物品を貯蔵するタンク以外のタンクは設けられないこと。

(7)　防油堤内に矮性の常緑草を植栽する場合は、認めて差し支えないこと。(平成 8 年 2 月 13 日消防危第 27 号通知)

１９ 被覆設備（昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑）

危政令第 11 条第 1 項第 16 号の固体の禁水性物品の屋外貯蔵タンクに設ける「被覆設備」は、防水性の不燃材料で造った屋根又は上屋に類似するものをいうこと。

２０ 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所

高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、危規則第 22 条の 2 の基準又は危政令第 11 条第 1 項の基準のいずれかを設置

許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）

２１ アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の屋外タンク貯蔵所

危規則第 22 条の 2 の 3 及び第 22 条の 2 の 4 で特例を定めていない事項については、危政令第 11 条第 1 項の基準が適用になるものであること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）